

## 岸田政権による辺野古新基地強行に向けた暴挙を許さない国民的たたかいを

(談話)

2023年10月6日

安保破棄中央実行委員会

事務局長 東森英男

斉藤鉄夫国土交通大臣は10月5日、辺野古新基地の軟弱地盤改良工事に向け、沖縄県知事に代わって政府が設計変更承認を行なうための「代執行」にむけ、福岡高裁那覇支部に提訴しました。

私たちは、岸田政権が民主主義と地方自治を踏みにじるやり方で辺野古新基地建設を強行しようとしていることに強く抗議します。

「代執行」は、公有水面埋め立ての承認という地方自治体の持つ権限を国が力づくで奪うものであり、文字通り地方自治の蹂躪です。もし、「代執行」訴訟で国が勝訴し、地方自治体の事務を代執行すれば、全国で初めての事例となります。これは、基地問題にとどまらず、国による地方自治体の権利侵害の既成事実をつくる点で全国的な問題です。

今回の訴訟は、沖縄防衛局という国の機関が、海の埋め立ての是非という問題を、私人の権利侵害にすり替えて行政不服審査法を悪用して、沖縄県知事による設計変更不承認の決定を国土交通大臣に取り消させたことが発端です。したがって、今回の「代執行」訴訟は、二重、三重に地方自治体の権限を蹂躪するものです。

そもそも、岸田内閣の求める設計変更には重大な問題があります。政府は、2014年の工事着手直後に明らかになった軟弱地盤の存在を隠べいし、地盤改良の展望もないまま既成事実形成のための工事を続け、2020年になって設計変更申請しました。その軟弱地盤は水深90mにまで広がっていますが、現在の技術では水深70mまでしか改良できません。しかも政府は、水深90mのB27地点のデータは調査していません。地質学の専門家からは工事中にも崩落する可能性が指摘されています。

そのような状況を踏まえて沖縄県が、「災害防止に配慮しておらず合理性がない」と不承認にしたのは当然のことです。

岸田政権が辺野古新基地押し付けの根拠としている今年9月4日の最高裁判決は、沖縄県が上告趣意書で明らかにしたその不承認の理由について全く検討していません。

この最高裁判決を根拠にして岸田政権が沖縄県に設計変更承認を迫ったのに対して、玉城沖縄県知事が「期限までの承認は困難」と回答したのは、一連の経過を踏まえた道理あるものです。

これに対して岸田政権が、沖縄県が求める話し合いも拒否して、「代執行」訴訟という非常手段で基地建設を強行しようとしていることは、絶対に認められません。

私たちは、岸田政権による暴挙をやめさせるため、民主主義を守る世論を高める運動を急いで強化する決意です。

以上